

知広事第2033号

令和7年（2025年）12月12日

介護サービス事業所 管理者様

知多北部広域連合長 花田勝重

(公印省略)

### 電子申請届出システムの取扱い及び利用開始に係る調査について（通知）

日ごろは、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

介護サービス事業所の各申請及び届出等について、介護分野の文書に係る負担軽減の観点から、令和6年4月以降、厚生労働省の電子申請届出システムによる提出が原則化されたところです。また、令和7年度末までに、全ての地方公共団体でシステムの利用準備を完了することが介護保険法施行規則で規定されております。

令和6年9月26日付知広事第1470号にて通知したとおり、電子申請届出システムによる変更届及び指定更新申請の受付を始めており、更に令和8年1月からその他の各申請及び届出の受付も開始します。

なお、令和8年4月からは、原則として電子申請届出システムによる受付とさせていただきますので、下記のとおり利用の準備を進めていただきますようお願いします。

また、事業所の動向を把握するため、「3 電子申請届出システム利用開始に係る調査」の回答をお願いします。

#### 記

##### 1 システムの利用に必要なもの

###### （1）GビズID

電子申請届出システムを利用するためには、GビズID（プライム又はメンバ）の取得が必須となります。

※ GビズIDには「プライム」「メンバー」「エントリー」の3種類のアカウントがありますが、「エントリー」ではご利用できません。

※ GビズID作成には2週間程度時間を要しますので、余裕をもって作成いただきますようお願いします。

URL (GビズID作成)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## (2) 登記情報提供サービス

申請の際に添付書類として必要な登記事項証明書は、法務局が管轄する登記情報をインターネット上で確認できる登記情報提供サービスで取得いただいた電子データでの提出を可能とします。

- ※ 登録が必須なものではありません。登記情報提供サービスを利用しない場合は、登記事項証明書の原本の写しをPDFデータにて電子申請届出システムに添付したうえで、原本（紙媒体）を別途、郵送または窓口にてご提出ください。
- ※ 登記情報提供サービスの利用には登録が必要となります。

URL (登記情報提供サービス)

<https://www1.touki.or.jp/>

## 2 利用方法について

電子申請届出システムは、以下のリンクから利用することができます。システムの操作方法については、システム内のヘルプに掲載の操作マニュアルをご参照ください。

URL (電子申請届出システム)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

## 3 電子申請届出システム利用開始に係る調査

以下のリンクから調査の回答をしてください。回答期限は令和8年1月6日(火)です。よろしくお願ひいたします。

URL (電子申請届出システム利用開始に係る調査)

<https://forms.gle/A1RAeNxslWiVn9nB7>

知多北部広域連合 事業課 納付係

〒476-0003 東海市荒尾町西廻間2番地の1

電話 052-689-2263 FAX052-689-2265